◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三〇九号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成三〇年一一月一一日から施行することとした。

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一〇号）（農林水産省）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二三号）の施行期日は、平成三〇年一一月一六日とすることとした。

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三一一号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正関係

農業委員会による不確知共有者の探索の方法について、共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること等を定めることとした。（第一条関係）

二　農地法施行令の一部改正関係

農業委員会が遊休農地の所有者等を確知することができない旨の公示を行うに当たっての農地の所有者等の探索の方法について、農地の登記事項証明書の交付を請求すること等を定めることとした。（第二条関係）

三　関係政令の整備

所要の規定の整備を行うこととした。（第三条～第八条関係）

四　経過措置

農業委員会の探索に関する必要な経過措置を定めることとした。（第九条関係）

五　施行期日

この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二三号）の施行の日（平成三〇年一一月一六日）から施行することとした。

◇外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三一二号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

輸出貿易管理令別表第一の三の項（三）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供について経済産業大臣の許可を要するものとすることとした。（別表関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

1　トリチウムの製造に用いられる装置の部分品等の輸出について経済産業大臣の許可を要するものとすること等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

2　一部の血液製剤の輸出について経済産業大臣の承認を要しないこととした。（別表第二関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

政　令

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年十一月十五日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は平成三十一年六月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項、第二項並びに第三項第八号及び第九号、第九条第三項、第十条第一項第二号及び第三項第二号ニ（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項第二号ニ（同法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項並びに第四十四条並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地の所有者の探索の方法）

第一条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める方法は、土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該土地の所有者を確知するために必要な情報（以下この条において「土地所有者確知必要情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一　当該土地の登記事項証明書の交付を請求すること。

二　当該土地を現に占有する者その他の当該土地に係る土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者であって国土交通省令で定めるものに対し、当該土地所有者確知必要情報の提供を求めること。